

令和7年度 第3回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和7年8月27日（水）午前10時00分～11時45分

2 場 所：恩賜林記念館

3 出席者：公益代表 石垣委員、今井委員、岡松委員、門野委員、後藤委員
労働者代表 小林委員、櫻井委員、白倉委員、船渡委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員
事務局 岩崎労働局長、小林労働基準部長
小林賃金室長、深沢補佐

4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) その他

5 審議会内容

（賃金室長補佐）

本日は、労働者側松長委員から欠席の御連絡をいただきておりますが、全委員の3分の2以上、または、各側3分の1以上の委員の御出席をいただきしておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

ただいまから、令和7年度第3回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行いましたところ、5社の報道機関を含む8名の傍聴希望がございました。

傍聴者の皆様は、お配りしております審議会傍聴にあたっての遵守事項をお読みいただき、お守りいただきますようお願いいたします。

また、報道機関の皆様のカメラ撮影の機会は、開会にあたっての私の説明が終わるまでの頭撮りと、本日予定しております審議会会長から労働局長への答申文の手交場面及びこれに続く局長挨拶までとさせていただきます。

円滑な議事の進行に、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、後藤会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【 議事（1） 山梨県最低賃金の改正決定について（答申） 】

（後藤会長）

おはようございます。

今日も、暑い中御出席いただきましてありがとうございます。
それでは、早速、議事に入らせていただきます。
お手元の次第にしたがいまして、進めさせていただきます。
まず、議事(1)山梨県最低賃金の改正決定に係る答申に入らせていただきます。
本年度の山梨県最低賃金につきましては、山梨労働局長から調査審議の諮問を受け、専門部会を設置いたしまして、本年7月29日から審議を重ねた結果、先日、8月25日に開催の専門部会で結論をみるに至りました。
各専門部会委員の皆様におかれましては、改めて御協力に感謝申し上げます。
まず、山梨県最低賃金の改正につきましては、慎重に審議を行った結果、お手元に配付しております専門部会報告書のとおりとなりましたので、まずは、事務局による報告書の朗読をもって報告とさせていただきたいと思います。
それでは事務局、お願ひできますでしょうか。

(賃金室長)

着座にて失礼いたします。

お手元の専門部会報告につきまして、朗読させていただきます。

令和7年8月25日

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利殿

山梨地方最低賃金審議会山梨県最低賃金専門部会部会長 後藤光利

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

次ページを御覧いただきたいと思います。

別紙となります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること

- 1 適用する地域、山梨県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,052円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和7年12月1日

次のページを御覧いただければと思います。

付帯決議となります。

当審議会は、令和7年度の山梨県最低賃金改正決定についての答申にあたり、政府等において、早急な諸対策の実施・検討を行うよう、付帯決議として、以下の6点を付する。

- 1 最低賃金の引上げにより、時給が上昇傾向にある結果、短時間労働者を中心として、いわゆる年収106万円・130万円の壁の影響による就労調整が行われる場合があり、結果として、人手不足の解消への悪影響や、労働者の実質的な所得の向上が図られないこととなることから、社会保障制度並びに税制度について、賃金引上げの情勢にあわせた検討を求める。
- 2 賃上げに伴い、特に中小企業・小規模事業者の負担が増大する社会保険料などについて、税制度を含め、企業の負担を考慮した制度の在り方について検討を求める。
- 3 税や社会保障費の増加から、国民負担率は右肩上がりに増加しており、物価上昇と相まって、実質的な所得の低下の一因となっているため、実質的な賃金引上げとなるような制度の見直しについて検討を求める。
- 4 真に生活に困窮している人のため最低賃金を引き上げるものであるが、政府に対して最低賃金制度以外の生活保障制度の創設を求める。
- 5 中央最低賃金審議会の目安答申においては、前年度の答申において政府への要望事項に含めた取組事項について、各取組に対して得られた効果の測定結果や分析、評価、検証等の結果などの記載がなされていないことから、次年度以降の審議においては、各取組事項の検証結果などを踏まえた目安額となるよう、審議、答申内容とすることを求める。
- 6 中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境整備の必要性については労使共通認識であり、特に賃上げの原資の確保につながる生産性向上に係る支援を継続的に実施するよう強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者が各種施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、手続きの簡素化を含めた運用の改善を図ることを要望する。

さらに次のページを御覧いただければと思います。

山梨県最低賃金の改正決定審議経過の概要になっております。

7月29日に第1回の専門部会を開催し、部会長等の選出、審議日程、最低賃金等の状況及び労使からの意見聴取結果について御審議いただきました。

続きまして、8月5日に第2回の専門部会を開催し、労使双方から基本的見解について発表いただきました。

8月21日に第3回の専門部会、8月25日に第4回の専門部会を開催しまして、第4回において結審となり、公益案につきまして、全会一致により決議いただきました。

以上でございます。

(後藤会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御異議等はございますか。

(石垣委員)

まずは、このような結審に至った専門部会の方たちに、本当に感謝するところです。昨年度から、この付帯決議の文言が気になってまして。

4項目目なんですかけれど、真に生活に困窮している人のため最低賃金を引き上げるものであるが、政府に対して最低賃金制度以外の生活保障制度の創設を求めるというところなんですかとも、真に生活に困窮している人のための生活保障制度であれば、生活困窮者支援制度とか生活保護制度とかが該当してしまいますので、ちょっと、あんまりいい文章じゃないのかなと思っておりまして、これをどうしたらしいのかなと思っているのですが。

最低賃金を引き上げたうえでも生活に困窮する場合の支援策みたいなもののかなあと想像したんですけれども、専門部会の方々から、もう少し意図をはつきりさせたような案にしていただけるといいのかなと思っております。

(後藤会長)

石垣委員からいただいた御意見は、この付帯決議について修正が必要じゃないかということなのか、あるいはまた、来年以降、これをもし付帯決議に入れるようなことであれば表現を工夫したほうがいいのではないかという御指摘なのか、ということのどちらでお話を、委員の皆様に伺いましょうか。

(石垣委員)

もし可能であれば、少し議論の経過とか教えていただいて、よりそれに沿った文章ができるのではないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

(後藤会長)

では、まず、委員の皆さん御意見をお伺いしましょうかね。

何か、付帯決議の件で御意見ございますか。

(船渡委員)

これまでの付帯決議がされていて、議論して変更になった場合、変更が可能ですか。

(労働基準部長)

差し替えは。

(船渡委員)

差し替えても大丈夫ですか。

では、石垣委員がおっしゃるようにこの場で話し合って適切な文章に変えるのが望ましいかなと思います。

最低賃金を引き上げても困る方というような文章に変えたほうがいいのかなと思います。

(後藤会長)

ほかのさんはいかがでしょうか。

(長谷川委員)

現状、生活保護の制度がありますけど、それが、どういう手続きでどのくらいカバーされているのかちょっとわからないので、何とも難しい。

本当に困っているのであれば生活保護で救うことはできるのかなあとも思うし、生活保護で救うことができない人に何かさらに対策しましようねっていうお話なのか、この文章を見ると最低賃金を引き上げても真に生活に困っている人がいるのでという意味合いなのかなという気はしますけど。

生活保護制度ってわからない。

(船渡委員)

おそらく、切り離して考えたほうがいいのかなと思うんですけども。

最低賃金は最低賃金、生活保護のほうはそっちの方で仕組みがあるということで考えれば、今回、最低賃金の場であればそっちのほうで書き換えてもいいのかなって、私個人的には思うんですけども。

(長谷川委員)

この文章は、たぶん最低賃金を引き上げても真に生活に困窮している人がいますよっていう意味合いなのかなと。

(船渡委員)

そういう意味ではなかったと思うんですけども、文面的にはそういうふうに読み取れるっていうことかもしれませんね。そういうことですね。

(後藤会長)

例えば、どういう表現が望ましいのか、もし、案がございましたら御提示いただければと思います。

(石垣委員)

生活保護にいく前に、今、生活困窮者支援というのもどちらかというと上のほうで、困っている人を救ったりとか就労をサポートするっていう制度がありますので、今のお話を伺って思ったのは、最低賃金を引き上げてもその恩恵が少ない人に対しての支援策の創設を求めるみたいな。

引上げの影響があまり受けられない人に対して、支援策を求めるみたいなニュアンスが出るといいのかなと思うんですが、真に生活に困窮している人のためっていうのが入ってしまうと、議論の経過を知らない人には、なんか制度ありますよねっていう話になるのかなという懸念がちょっとあります。

(後藤会長)

「真に」という言葉を取れば、意味合いとしてはいいんでしょうかね。

「生活に困窮している人」っていう言葉があまりふさわしくないということなんでしょうか。

(石垣委員)

それだとすると、最低賃金の引上げがあっても生活に困窮する人に対しての支援制度を求めるくらいでしょうかね。

真に生活に困窮というと本当に生活困窮者になってしまうので、社会保障制度というと、また、ちょっと話が大きすぎるのかなという感じですので、最低賃金の引上げによっても生活に困窮する人のための支援制度づくりというか。

(山岸委員)

石垣委員のおっしゃっていることは本来最低賃金制度、この最低賃金の金額でフルタイムで働いて、一般的な必要最低限の生活ができるかどうかというのがこの改正の趣旨だと思うのですが。

現状の労働者の状況をみますと、そういう方よりもむしろ、パート、学生さん、その日にのみによって働いて生計を維持しているという方よりも比率が多いかと思っております。

経営者側からすると、まさしくそういったパート労働、学生さんの労働にかなり依存している部分がございまして、いたずらに必要最低限の生活をするためにどんどん青天井に上げていかれると、こちらに出ています働き控えみたいのものが出てくる。

逆に言うと、一方ではその最低賃金で生活を支えていらっしゃる方もいるんですけれども、その最低賃金の金額が本当に生活を賄うだけのものになっているのかどうか、そういう危惧があり、最低賃金でフルタイム働いても、場合によっては生活に困窮する場合もあるんじゃないかなと、そういう方たちを救う制度が

あってもいいんじゃないかという趣旨に私はとらえていたんですけども。

生活保護は、どちらかというと働けない人、働く意欲があっても働けない、いろんな事情で働けない人が生活保護を受けていらっしゃるという認識でありますので、フルタイムで働いても今の最低賃金の金額で生活の厳しい人がいろんな事情であるかと思うんですね。

そういう方を救うための何らかの政策というように私は理解しているんですが、そんなニュアンスの言葉になればいいといふことでしょうか。

(石垣委員)

はい、そうです。

まさにおっしゃるとおりで、この文章そのままだと生活保護とかあるじゃないかというふうに読んでしまうので、おっしゃられたような趣旨でのより良い文章にできたらなと。

(岡松委員)

今のお話を聞いておりまして、この前文をどのようにとらえるかっていうことと、それが難しいっていうことでしたら、とりあえずはいろんな目的があるかもしれません、政府に対して最低賃金制度以外でも生活保障制度の創設を求めることが変わらないのであれば、思い切って、この前文の「真に生活を」から「あるが」までを削ってしまって、もう少しゆるみを持たした文章にするというのが、逆にどうでしょうか。

あまり決めてしまうと、表現が難しくなったりすると思いますので、一案ですけれども、万が一の場合、こんな案もあるということでおろしいでしょうか。

(早川委員)

今、おっしゃっていただいたように、最低賃金の議論をしている中で出てきたものだから、最低賃金という言葉に対しておかしくなってしまうので、おっしゃっていただいたように、そこを取ってしまって後段の部分にしてしまったほうがいいのかもしれません。

(後藤会長)

おそらく、一文の前半部分の、特に「困窮している人のため」という言葉が独り歩きしてしまうんじゃないかと、あと、付帯決議の目的を、ちょっとこう、ずらしてしまうんじゃないかという御懸念があつての発言だと思います。

修正するには、たぶん、2パターンあると思いまして、1つは、岡松委員におっしゃっていただいたように、この前半部分を取ってしまうのが1つ。

もう1つは、最低賃金を引き上げるものであるがという枕詞になるんでしょうか、

この前の部分ですね、「真に生活に困窮している人のため」っていう言葉がちょっと引っかかるので、もう少し漠然と、例えば、労働者の生活を安定させるため最低賃金を引き上げるものであるがとかですね、漠然とした言葉にするか、このどちらかというふうに、今、私としては思いましたが、いかがでしょうか。

まるまる取るか、「真に生活に困窮している人のため」という言葉をもう少し漠然とした抽象的な言葉で置き換えるか。

この後段の、政府に最低賃金制度以外の保障制度を求めるにあつていい話だとは思うので、前半部分を取るか、ちょっと変えるか、どちらかなんていうふうには思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

(船渡委員)

前半部分を取るのでいいと思いますね。

後藤会長がおっしゃるように、労働者の生活向上とか、その辺だけつけていただければ、その後段のほうに最低賃金制度以外の、と書いてあるので、そんな形がいいのかなとは思います。

(船渡委員)

「真に生活困窮している人のため」を取っちゃっていいと思います。

(早川委員)

前半を取ったほうが、何か最低賃金に対して、最低賃金ってこういうものだよというイメージをさせるものが入ってしまうと、ずっとそれに縛られていくっていうところもある。

(山岸委員)

単純に取ると意図がわからないので、例えばなんですけれども、最低賃金の引き上げのほかに労働者の生活の安定のための生活保障制度の創設を求める。

(後藤会長)

そうすると、今の御提案は、原案でいう、「真に」から「ものであるが」という部分を、最低賃金を引き上げるほかにという言葉に直すという御提案ですかね。

(早川委員)

先ほど言った、労働者の生活を安定させるための社会生活保障制度、そのあとに入れたらいいと思う。

(石垣委員)

そうすると、政府に対して、最低賃金制度以外の労働者の生活を安定させるための生活保障制度の創設を求める、としましょうか。

(後藤会長)

今の石垣委員の修正です、生活保障制度というこの言葉も正確ではないという前提なんでしょうかね。

そう考えますと、全文をまるまる直すのかという選択肢が出てしまう。

(船渡委員)

僕が前段で思ったことはですね、山岸委員のおっしゃったことも踏まえて、前段の真の生活困窮者を取ってしまって、最低賃金を引き上げても生活水準が保てない人のため、政府に対して最低賃金以外の生活保護制度の創設を求める、というのを考えたんですけれども。

先ほど後藤会長がおっしゃることと似ているんですけど、そういったところの修文が一案です。

(後藤会長)

そうしますと、後段の部分の最低賃金制度以外の生活保障制度の創設はこのままでいいのかなという御意見でしょうか。

(船渡委員)

はい。

(後藤会長)

ほかの皆様にも、御意見をお聞きしましょうか。

(船渡委員)

早川委員がおっしゃるように、労働者の生活を安定させるためっていう言葉で。私ののはニュアンスの問題なので。

(後藤会長)

今のお話は、「真に困窮している人のため」というところだけを、もう少しこう、漠然と、労働者の生活を安定させるためとか、そんな言葉に置き換えるということでしょうか。

(船渡委員)

そうですね、政府に対しての前の部分を変えていく。

(後藤会長)

確かに、この中でインパクトがあって、ある程度意味合いが特定される言葉は、冒頭の「真に生活に困窮している」という、ここだと思うので、そこをもう少し広い範囲に置き換えられれば、その他の部分は、特にこう、明確にこれという表現でもないので、この部分だけ変更するということでもいいのかなあと、私も個人的には思いますが、それか、先ほど石垣委員がおっしゃったような、ある程度すべてを変えるかですね。

やるとなると、また、どの言葉を使っていいのかというところの難しさが出てくるかもしれません。

(後藤会長)

石垣委員、全面修正、ある程度こう。

(石垣委員)

今の話を伺うと、ちょっとこういうことかなあとまとめたんですが、最低賃金の引上げを行っても生活水準を保てない人のための生活保障制度の創設を政府に求める。

(船渡委員)

もう一度おっしゃっていただけますか。

(石垣委員)

最低賃金の引上げを行っても生活水準を保てない人のための生活保障制度の創設を政府に求める。

(後藤会長)

意味合いとしては一文に、句読点なく一文になったっていう印象、言葉ですかね。そういう意味では、全面的に変えるという部類に入るでしょうか。

原案の一部を残すというよりは、一文を丸々変えるに近い御提案かもしれませんけれども。

(船渡委員)

私はよろしいかと思います。

(後藤会長)

よろしいですか、ほかの皆さん。

(各側委員)

(異議なし。)

(後藤会長)

事務局は大丈夫ですか。

もう一度おっしゃっていただきますか。

(賃金室長補佐)

私の方で読み上げてよろしいですか。

最低賃金の引上げを行っても生活水準を保てない人のための生活保障制度の創設を政府に求める。

(後藤会長)

そのような表現に修正させていただきたいと思います。

それでは戻りますが、他に先ほど事務局からの報告について、御意見、御質問、あるいは御異議等はございますか。

(小林委員)

今回、本審、初めて今年度参加させていただいたので、ここで質問していいのかわからないのですが、効力の発生日が12月1日になった背景を、教えていただければと思います。

(後藤会長)

まだ採決を取っていない段階で、その採決を取るための材料としてということなんでしょうか。

(小林委員)

はい。

(後藤会長)

専門部会の中で、皆さん、それぞれの御意見の中で、慎重審議の中で決まってきたことですので、これっていう、1つの意図っていうわけではないっていうことと、あと、私が認識している限りというところかもしれませんので、ほかの委員の方は違う意識を持たれているかもしれません。

私の認識としてお答えしますと、今年度は、先ほど報告書にあったとおり、プラスでいうと、前年比プラス64円、上昇率でいくと6.4%、令和4年から直近まで見

てみますと、令和4年が確かに3%、令和5年が4%、令和6年が5%、毎年1%ずつ上がってきてているという、ある意味急増といつてもいいような上昇傾向な上、また6%という100%に占める割合もかなり大きいことから、支払いする使用者側にとってみると、ある程度準備に期間を置いたほうがいいのではないかというような危惧があって、それを基に1か月ちょっと位でしょうかね、発効日に遅れが生じるとすれば、そのような流れで、1か月ちょっとは準備のために時間を取りるべきだというふうに考えたというのが私の認識です。

よろしいでしょうか。

(小林委員)

はい、ありがとうございました。

ほかの県を見ると、目安額以上上がっているところで3月という格好になっているところがあって、逆に後ろになる可能性もあったのかなと思ったり、もっと前になる可能性も。

(後藤会長)

ほかに。

(依田委員)

この付帯決議の中の話でよろしいですか。

ちょっと1点、6番の2行目ですけれども、「特に賃上げの原資の確保につながる生産性向上に係る支援」と書いてありますけれども、賃上げの原資の確保につながるのは生産性の向上ももちろんあるんだろうけども、売上げの確保もしくは価格転嫁っていうのが大前提にあって、仕事が増えて生産性向上するんじゃないのか、向上もあって、ただ生産性向上だけですと、今の売上げの上がらない、価格転嫁もされない状況で生産性向上したからどうなるのかなと、思います。

ここは、売上げを上げる部分、価格転嫁っていう言い方をしたほうがいいのかこれに賃上げが上がっていた中で、製造原価、それから搬送の関係の賃金が上昇するわけですから、円が上昇した中で、それを賄っていくためには売上げを上げていく、価格転嫁が必要なのか、もしくは生産性向上の中にその意味が含まれているのか、その辺のところが私、理解がもう一個足りないのかなと、その辺のところを質問もしくはお教えいただければと思います。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

例えば、依田委員はこういう言葉が適切なんじゃないかなというのがあれば、議論のネタとしてお伝えいただければありがたいかなと思います。

(依田委員)

確保につながる生産性向上でございますので、この前後に価格転嫁及び生産性向上なのかもしくは生産性向上及び価格転嫁なのか、その辺の単語を入れたらどうかと。

例えば、現実の話ですね、私ども印刷業ですけれども、10月1日からまた用紙がまた1%以上上がると通知が来ました。

従来は、材料とかそういったものが上がってきたので価格転嫁をさせてもらいたいという内容だったのが、従業員の給料が上がると、そういった意味で価格転嫁をお願いしたいという趣旨に代わってきて、そういった趣旨のものを、大手はいいんですけれども、我々のところでお客さんのところへ行って、いわれちゃうと思うんですね。

すけれども、政府のほうから、国のほうから何らかの支援策が打ち出されて、全面的にそういったものもしっかり考えてやっていきましょうっていう日本中の雰囲気がないと難しいのかなと。

生産性向上っていうのは、今言った追加補助金もございますけれども、それも売り上げがあっての生産性向上ということなんで、やはり両輪で生産性向上と価格転嫁に係る支援と、案としてはそのようなことです。

(山岸委員)

依田委員の発言に補足しますと、経済産業省あるいは中央会はじめ全国団体の要望事項を見ますと、今、依田委員のおっしゃったとおり、生産性向上ばかりではなくて様々な施策に展開していただいております。

明確に最低賃金に係るというところで再重視されるのが生産性向上ということで労働局の様々な申請にもありますが、それだけでは足りないということであれば、生産性向上とじゃなくて、や価格転嫁、国、結構力入れてやっていただいていますので、価格転嫁等に係る、等でも、いろんな施策もお願いしますよというふうに、包括してもいいような気がします。

依田委員のおっしゃる一番大事な生産性向上と、や価格転嫁等ということで総合的な支援策を求めるという言い回しに直したらどうでしょうか。

(後藤会長)

ありがとうございます。

ほかに、今の御意見、御提案について。

(櫻井委員)

今、依田委員、山岸委員がおっしゃったことって、本当にそのとおりだなと思

っております。

我々労働界としても労務費の価格転嫁ということは、この1年間ずっと言つてきていますが、価格転嫁という言葉だけではなく、労務費のという頭を入れていただいて、労務費の価格転嫁ということで付け加えていただければというふうに思います。

(長谷川委員)

賃上げの原資の確保って、それぞれの企業が生産性向上だったり労務費の価格転嫁だったり材料の価格転嫁だったり売上上げたり、まあ、様々あるというふうに考えると、ここにある生産性向上に係るというこの文章だけを取ってしまえば、特に賃上げの原資の確保につながる支援を継続的に実施するように、ですっきりしていいかなと思いました。

(後藤会長)

ほかにいかがでしょうか。

(後藤会長)

私もちょっと一言、意見といいますか、感想を申し上げさせていただきますと、この、特に賃上げ原資の確保につながるという、ここを動かさないのであれば、皆さんに教えていただいているような価格転嫁ですとか生産性向上とかが入ると思います。もっといえば、各種補助金とか、そういういろんなものが原資の確保っていえば入ってくると思いますので、そうすると、長谷川委員が今おっしゃられたように、漠然とこう、例えば、各種支援とかそのくらい入れておいてもいいのかなと。

文章でいうと、特に賃上げの原資の確保につながる各種支援を継続的に実施するように強く要望する、っていうくらいであれば、いろんな原資確保のための施策を求めてますっていうことを含めることができるのかなあなんて、ちょっと思った次第です。

ほかに何か。

(早川委員)

参考に、この文章が入った経緯として、今、前段の話よりも後段の方の一層活用できるような周知、手続きの簡素化、ここを読んでほしくて、どっちかというと前段はなくともいいくらい、硬いことばっかりなので、ただ、これがないと後ろにつながりがないので、文章としては入れていいと思うんですけど、言いたいのはこの後段の方をわかってもらいたいというところですので、委員の皆さんには、一つ、共通認識としていただければと思います。

文章とすれば、私も、会長がおっしゃったように、生産性向上のところは各種支援でよろしいかと思います。

(船渡委員)

後藤会長がおっしゃるように各種支援で文章はまとまるかなと思いますが、生産性向上、確か知事の要望書とかスリーアップ宣言の中に生産性向上しか書いてなかったと思っていて、ちょっとそんなことが強く頭の中に残っていてこんな意味で言わせていただきました。

後藤会長のおっしゃるとおり、文章的には各種支援を使っていただいて結構ですけれども、私自身の要望の支援の文書を読んだのとスリーアップ宣言、かなりそれが残っていたので、こんな意見を言わせていただきました。

(山岸委員)

早川委員の、後段が重要というところのデータとして、聞き流していただけたらと思いますが、東京商工リサーチとか帝国データバンクの倒産情報で資本金が1千万円以上のわりと大きな企業さんの情報しかございません。

中銀さんの月報によりますと、6月の倒産件数は4件、3億4千万円、5月は3件、1億1千万円となっていますが、私の方で中小、小規模事業者の倒産っていいですか、信用保証協会が代位弁済した件数、聞き取りでお聞きしたところ、1月から5月で78件ございます。

まさしく、この最低賃金の制度あるいは各種施策の制度の対象となる小規模事業者の倒産がこれだけあると、これ報道もされませんけれども、そういった方達をしっかりとサポートするという意味で早川委員のおっしゃった、この後段が非常に重要なと、という補足データを示させていただきたいと思います。

(後藤会長)

今の話は山梨県内ということですか。

(山岸委員)

はいそうです。

山梨県信用保証協会が代位弁済した件数が78件。

東京リサーチで出てきたものを全部足しても15件しかないんですね。

報道されているのは、倒産件数15件、1月から6月まで15件ですが、小規模事業者の代位弁済が78件、そういう現実を共通認識として持っていたらと思います。

(後藤会長)

信用保証協会の代位弁済ということは、その前提として、借り入れの返済が滞っている企業が前提と、借入する企業が支払いが滞っているということは、実質的に見て倒産に近い状態の企業ではないかということで、その代位弁済の件数というのをおっしゃったということでしたね。

(後藤会長)

この6号の表現につきましては、私のほうから御提案させていただいたような形で、原案の生産性向上に係るという部分を、単純に、各種という言葉に置き換えるという表現に直すということでおろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(賃金室長補佐)

私の方で読み上げます。

「特に」のところからですね。「特に賃上げの原資の確保につながる各種支援を継続的に実施するよう」というふうに直しました。

よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(後藤会長)

ありがとうございました。

ほかに、この付帯決議の表現あるいはそれ以外も含めて、事務局からの報告について御質問、御意見等ございますか。

(岡松委員)

先ほど拍手で聞き漏らしてしまったんですけれども、そのことではなく、早川委員がおっしゃったっていう、またのほうが、実は大切なんだよっていうことが、ちょっとわかるように何かできないかなと思いました、上のほうは強く取って、下のほうは要望する案で、上のほうが大事なのかなって、イメージが大事なのかと思ってしまって申し訳ないんですが、細かいこと申しまして、そこを切にとかちょっと修正してみてはいかがでしょうか。

(長谷川委員)

強くを下に持ってくる。

(岡松委員)

それでもいいですね。

何か、ちょっとニュアンスが伝わったらしいなと思います。

(後藤会長)

そこは、皆さんよろしいですね、そうしますと。

強弱をつけるという意味で、前段の強くを取って、後段のまたの方、一番最後のところに、強くにします、切にします。

(依田委員)

どちらでもいいです。

(後藤会長)

文章として、感銘力を与えるとすればどっちがいいかな。

強くのほうがなんかいいですね、段階を追っている。

ですので、最後の要望するの前に、強くを付け足すと、こんな形でよろしいでしょうか。では、事務局どうします、念のため読みますか。

(賃金室長補佐)

6項の2行目の一一番後ろの強くを削除しました。

一番最後の改善を図ることを強く要望するというふうに直しました。

よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

ほかに、この報告書について御意見、御質問等ございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

皆様、かなり精緻に御検討いただきましてありがとうございます。

では、先ほど訂正をした部分を踏まえて、その専門部会の報告は、修正後のも

のとして了承されたものとさせていただきます。

それでは、この報告を基に当審議会としての答申案を作成するということとしたいと思います。

事務局、文書できていますか。今やっているところですね。

では、ちょっとお待ちください。

(後藤会長)

それでは、先ほどの報告及び皆様に御議論いただいて修正した箇所を加えて、山梨県最低賃金改正に係る審議会からの答申についてお諮りをしていきたいというふうに思います。

お手元に、今、配布された文書が答申案でございますが、付帯決議、新しく配られたもの、別紙の番号が振ってありません。

これが別紙3になりますのでお含みおきください。

それでは、答申案の採決に移りたいと思います。

採決は、答申文本文及び別紙1、2、3、これを一括して採決をしたいと思います。採決に先立ちまして、事務局から、答申案の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

案

令和7年8月27日

山梨労働局長 岩崎充殿

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利

山梨県最低賃金の改正決定について 答申

当審議会は、令和7年7月14日付け山梨労発基0714第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和5年10月1日発効の山梨県最低賃金、時間額938円は令和5年度の山梨県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、別紙3のとおり付帯決議する。

次のページ、別紙1となります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域、山梨県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間1,052円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 令和7年12月1日

次のページ、別紙2となります。

山梨県の最低賃金は、生活保護水準を下回ってはいなかったことが記載されておりますが、朗読は省略させていただきます。

別紙3、付帯決議案でございます。

変更となったところだけ読み上げさせていただきます。

4番のところでございます。

最低賃金の引上げを行っても生活水準を保てない人のための生活保障制度の創設を政府に求める。

続きまして、6番でございます。

中小企業、小規模事業者が賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通認識であり、特に賃上げの原資の確保につながる各種支援を継続的に実施するよう要望する。

また、中小企業、小規模事業者が各種施策を一層活用できるよう周知等を徹底するとともに、手続きの簡素化を含めた運用の改善を図ることを強く要望する。

以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。

それでは、この答申案につきましての、御質問、御意見を受け付けたいと思います。何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

それでは答申案の本文と別紙1、2、3について、これを、先ほど申し上げましたように、一括して採決を行っていきたいと思います。

慣例によりまして、順番としては、まず、反対、次に賛成、次保留という順番で挙手をしていただくことにしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、この答申案について反対の委員は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

労働者側2名の反対がございました。

次にこの答申案について賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

賛成は、労働者側2名、使用者側5名、公益は私を除いて4名、合計11名です。

保留の方はいらっしゃらないので省略します。

ありがとうございました。

採決の結果、残念ながら、全会一致とはなりませんでしたが、出席委員の過半数の賛成により、本答申案は可決されました。

ありがとうございました。

(後藤会長)

それでは、可決されました答申案に基づき、答申を行いたいと思います。

事務局は答申文を用意してください。

【会長から労働局長へ答申文を手交】

(後藤会長)

それでは、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(労働局長挨拶)

本日はお忙しい中、最低賃金審議会に御出席ありがとうございました。

いま後藤会長から、山梨県最低賃金の改正に係る答申をいただいたところでございます。

誠にありがとうございました。

本年度の山梨県最低賃金の改正につきましては、去る7月14日の第1回本審において諮問をさせていただきました。

後藤会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、慎重かつ熱心に御審議を賜り、また、昨今の経済・雇用・賃金を取り巻く情勢の中で極めて難しい調整をいただきましたことに、深く御礼を申し上げます。

ただいまの答申につきましては、これを最大限に尊重させていただくこととし、早速、改定に向けた手続きを進めますとともに、改定最低賃金の発効日以降の履行確保に向け、周知広報に努める所存でございます。

また、付帯決議につきましては、厚生労働本省にこの内容を伝え、政府としての対応を検討いただくよう申入れを行いたいと思います。

併せて、山梨労働局といたしましても、付帯決議の内容を踏まえ、賃金引上げの原資確保に向けた、価格転嫁対応の徹底や業務改善助成金の充実といった生産性向上に向けた取組、その他の支援策を推進するほか、年収の壁・支援強化パッ

ケージの活用促進等に努めて参ります。

最後に本日の御答申に至るまでの委員の皆様の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げまして、答申に対する御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(賃金室長補佐)

報道機関の皆様には、撮影はここまでにしていただければと思います。

(後藤会長)

ありがとうございました。

それでは、次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

ただいま、山梨県地域別最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきましたので、今後の手続きについて説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定によりまして、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

最低賃金法第11条第2項の規定によりまして、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができますこととされていますので、この異議申出の締め切りは9月11日となります。

関係労使より異議の申出がなされた場合につきましては、審議会の意見を求めるごとに規定されておりますので、本審、いわゆる異議審を開催させていただきまして、異議申出の内容につきまして審議を行っていただくこととなります。

この異議申出につきましては、異議審を委員の皆様と日程調整を行わせていただき、調整でき次第開催させていただきたいと思います。

異議審におきまして、答申どおりが適当との決定がなされた場合につきましては、労働局長が答申に沿って、最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

官報公示がなされると、その30日後に発効することとなりますが、発効日につきましては12月1日ということですので、指定日発効となるよう、官報公示の手続きを行います。

以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、御質問を受け付けたいと思いますが、

何か御質問等ございますか。

(長谷川委員)

最後の、官報への公示12月1日発効っていうのは、その30日前に前に官報に載せるっていう意味ですか、それとも異議審が終わって30日後には発表して12月1日が発効ですよ、効力発効ですっていうふうに。

異議審の後に官報に載ってということですよね、そこで、12月1日からですよっていうことがそこで載るっていうことですよね。

12月1日の30日前に官報に乗せるんじやなくて。

(賃金室長)

そうです。

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

ほかに何か、今の手続きに関する御説明について御質問ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

【 (2) その他 】

(後藤会長)

それでは、議事に戻りまして、次の議題(2)その他でございますが、まず、委員の皆様、何かその他ございますか。

(白倉委員)

すいません、皆様お疲れ様でございます。

少しですね、ちょっと、今年、最低賃金、注目度高く、例年に比べてマスコミさんもそうですし、県から労働局のほうに要請がきてまして、全文今読ましingただいてますと、最後のほうに労働者、つまり広く県民に今回の説明責任を果たしていただきたいということが書いてございます。

労働局長、この説明責任について、要請受けて、どのように受け取ってどのように説明するのかお聞きしたいのが1点とですね。

最低賃金引上げでボトルネックがっていう要素があれば、県も説明してくれっていう文書がございます。

ボトルネックっていいのかわかりませんが、私たち労働者側はもうちょっと高い賃金を求めていたのは真実でございますが、ただ、話し合いでの金額にはなりました。

やはり、私たちはボトルネックがあってですね、下がっていくっていう感じ方はしておりますので、県に対して経緯の説明、今後いつ、どこでやるのか、少し教えていただきたいと思います。

以上でございます。

(後藤会長)

これは事務局側の、今後の。

(白倉委員)

そうです。

(労働局長)

御質問ありがとうございます。

県民についての説明ということにつきましては、知事の要請を受けた当時からお話していることでございますけれども、審議会の議論の過程はすべてオープンになっておりますので、そういう形で、議事録の公開というところが基本になるかと思います。

その他、どういった形で県に説明することができるのかということは、今後検討していきたいと思っております。

それから、ボトルネック等あるかということについてなんですかと聞かれても最低賃金審議会の中だけで、なにがボトルネックになっているのかっていうのが明らかになっているわけではないと思いますので、様々な機会をとらえてですね、こういうことがネックになっているんじゃないかということがもしあればそれを含めて県と情報交換しながら、どういったような対応が国としてできることがあれば、県にお願いすることもあるかと思っておりますので、そういうところは、今後、具体的な日取り等決まっているわけではありませんが、まずは、事務局レベルで少しお話をさせていただければと、今のところは考へているということでございます。

以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。白倉委員、よろしいですか。

(白倉委員)

はい。

(後藤会長)

ほかに、何か委員のほうから、ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(後藤部会長)

よろしいでしょうかね。

事務局から何かございますか。

(賃金室長)

本日、この後、報道機関への発表を行うことを予定しておりますので、御承知いただければと思います。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、長い時間ありがとうございました。

これにて、令和7年度第3回山梨地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

なお、本日の議事録の確認につきましては、白倉委員と早川委員にお願いしたいと思います。

では、慎重な御審議、ありがとうございました。

これにて終了いたします。

ありがとうございます。